

2009/6/30

税財政論点整理素案

## 【総論事項】

## 1. 基本理念

「中間的な取りまとめ」、「第一次勧告」、「第二次勧告」等で示した委員会としての根底的考え方を整理。

## ● 地方分権改革に関する基本理念

- ① 地方政府の確立・・・立法権と行政権を持った統治体としての完全自治体。
- ② 完全自治体の確立・・・自治立法権・自治行政権・自治財政権を持つ自治体。
- ③ 自治財政権の確立・・・地方政府としての歳出自主権、歳入自主権（課税自主権、起債自主権）の担保。



自治財政権確立のための背骨・・・自治財政論、機能財政論。

## 【参考】

◎ 財政分権をめぐる視点は以下の三つに整理できる。

- (1) 自治財政論・・・地方財政を中央の財政と区別された独自領域とし、中央の財政制度とは異なるあるいは中央の財政事情とは切り離れた独自の地方財政の体系を求める論。ただし、独自性、切り離しの度合いには温度差があり、完全な分離論から融合論まで多様。  
・・・地域間経済力格差と財政調整機能を一体的に理解する傾向。
- (2) 国家財政論・・・中央の財政体系の下に特殊な地方財政の領域が存在すると考え、中央の財政制度や財政事情の中に入れ込んだ地方財政の体系を求める。ナショナル・ミニマムの達成を柱とした福祉国家論を背景に展開されることが多い。  
・・・財政調整機能、財源保障機能をともに重視。
- (3) 機能財政論・・・地方財政の機能を資源配分に特化し、市場メカニズム等を活用した財・サービスの効率的供給を重視する。ナショナル・ミニマムはすでに達成しているとの認識に立ち、地方自治体の自助努力を重視。

## 2. 基本理念を踏まえた上での四つの基本認識

### ①自治財政権が発揮される税財政構造の確立

歳出自主権、歳入自主権（課税自主権、起債自主権）は、自治財政権の柱であることを明確化。その上で、受益と負担の明確化をはかり、地方自治体が自らの責任で効率的な自治体経営を自立的に行える税財政構造を構築する。そのため、地方税、国庫補助金、地方交付税、地方債の各制度を一体的に検討。

### ②抜本的税制改革の中での地方税比率の引上げ

国と地方の財政状況に留意しつつ、消費税（地方消費税）を含む抜本的税制改革の中で地方税比率を高める具体的方策を検討する。なお、国と地方の税源配分について地方から主張されている「5：5」を念頭におくことが現実的な選択肢となる。

・・・「5：5」の運動論的意義を尊重しつつ、応益性の充実等の観点から、地方税比率を一定程度（例えば2分の1程度以上に）引き上げることも、上記①に掲げた税財政構造の実現につながるものと認識。

・・・地方税比率：  $\text{地方税} \div (\text{地方税} + \text{交付税} + \text{補助金等})$

### ③財政力格差是正を重視

地方税比率の引上げは、地方自治体間の財政力格差を拡大させることが不可避。このため、上記②と一体不可分の取組みとして、財政力格差を是正する方策を重視し検討する必要あり。

### ④国・地方の持続的発展

国・地方を通じた債務と社会保障支出の今後の増大を考えれば、現世代の必要性を満たすために、将来世代が自らの必要性を満たす能力を損なわないことが前提。

・・・こうした前提に立ちつつ、上記②・③をともに実現するためには、消費税（地方消費税）増税を念頭に置いた中期プログラムの具体化と実行が重要であり、これを財政分権の確立に向けた現実的アプローチと認識（いわゆる「三すくみ」状態の克服）。

## 【各論事項】

### 3.地方税改革

#### (1) 地方税比率引上げ等税制改革

- ①地方税比率を引き上げる。なお、国と地方の税源配分について地方から主張されている「5：5」を念頭におくことが現実的な選択肢となると認識。
- ②抜本的税制改革議論における消費税増税等を前提として地方税比率引上げを含めた地方税の基本的枠組みを提示。
- ③地方税原則の明確化。  
・・・応益性、安定性、非移動性、非偏在性。

#### (2) 課税自主権の拡充（受益と負担の明確化）

- ①個別地方自治体の課税自主権の拡充、  
・・・「標準税率」、「超過課税」の在り方 等。
- ②地方自治体「総体」としての課税自主権  
・・・地方税の独立税化（特に、抜本的税制改革に伴う地方消費税の扱い）等。

#### (3) 役割分担の見直し（既往勧告事項）に見合う税源移譲

### 4.国庫補助金制度

#### (1)廃止を含めゼロベースでの見直し・・・【中間的な取りまとめ】

- ①消費税増税を前提に基本的方向性を提示
- ②義務付け・枠付け見直しに伴う補助金見直しのトリガーの提示
- ③直轄事業負担金の見直し・・・【意見書】  
・・・負担金が交付税の算定に反映されていることも念頭に置きつつ、直轄事業そのものの在り方を含めた検討が必要。

#### (2)役割分担の見直し（既往勧告事項）に応じた補助金見直し・・・【中間的な取りまとめ】

### 5.地方交付税改革

#### (1)交付税制度の意義

- ①財政調整機能と財源保障機能の関係。
- ②地方税比率の引上げが進めばマクロ的に国からの財政移転は縮小。
- ③財政力均衡化を目指す財政調整機能の多様化。

(2)財政調整機能の充実・・・【中間的な取りまとめ】・【第一次勧告】

- ①財政調整機能の充実の重要性。
- ②地方自治体間水平的財政調整制度を検討。
- ③財政調整機能の強化に向けた調整財源の在り方  
・・・地域偏在性

(3)財源保障機能の再検討

- ①財源保障機能の在り方
- ②マクロとミクロのかい離  
・・・地方交付税法第1条、第7条
- ③義務的経費の範囲見直しと税源移譲

(4)地方自治体にとっての予見可能性・説明責任の向上

- ・・・【中間的な取りまとめ】・【第一次勧告】
- 普通交付税算定基準の簡素化
  - a 新型交付税の充実
  - b.算定基準が毎年変わることを改め透明性を高める。等

6.地方債

(1)起債自主権の尊重

- ・・・地方政府の自治財政権を課税自主権と共に支える重要な原則。

(2)地方政府の経営能力確立

地方債の自由化、債務調整導入の是非、債務処理の新たな方法の検討

- ・・・【中間的な取りまとめ】・【第一次勧告】
- ①財政健全化法本格施行、第三セクター・公営企業等財政健全化  
等を踏まえた今後の方向性を提示。
- ②政策判断の適正性確保  
起債償還に対する交付税措置の見直しの必要性等。

(3)自治財政権を有する地方政府に値する財政規律の確保

- ・・・【中間的な取りまとめ】・【第一次勧告】
- ①外部監査機能、監査委員機能の充実と公会計改革の必要性。
- ②地方財政対策の在り方。